

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

世界遺産屋久島と水産資源を生かした魅力ある港まちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県、屋久島町

3. 地域再生計画の区域

指宿市及び鹿児島県熊毛郡屋久島町の区域の一部（指宿港、宮之浦港、安房港及び麦生漁港）

4. 地域再生計画の目標

屋久島は、鹿児島県本土の南方130kmに位置し、西部に東シナ海、東部に太平洋と天然の良好な漁場を有していることから、サバの1本釣りやトビウオを対象とした敷網などの沿岸漁業が盛んな地域である。特に、屋久島の安房で水揚げされるトビウオは、屋久島地域で水揚げされる生産量の80%を占め、その大半を県外向けに出荷している。しかし、近年においては、水産資源の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足など厳しい現状であり、漁家の経営の悪化が地域の産業に大きな影響を与えている。このため、屋久島地域の2町関係漁協では、経営基盤の強化及び漁家経営の安定化を図ることを目的として、平成16年12月に漁協合併を行い、新たに屋久島漁業協同組合が発足したところである。

また、屋久島は平成5年12月に世界遺産登録を受けた地域であり、文化・歴史の魅力や自然とのふれあいを求め、多くの観光客が訪れる本県観光の重要な地域となっている。屋久島における海上交通の拠点としては、北東部に位置する宮之浦港と南東部に位置する安房港があり、地域の観光拠点として重要な役割を担っているが、本県本土の観光交流の拠点である指宿地域との交流促進による観光振興が今後の課題となっている。

このような状況に対応するため、鹿児島県では「新かごしま総合基本計画」において、活力と魅力に満ちた水産業の振興として、漁村地域の機能充実と安全性の向上を図る。また、屋久島町では、「新町町づくり基本計画」において、地域の特性を生かし個性に満ちた産業づくりのために水産業の振興を掲げ、漁港の整備を促進する。

観光振興については、「新かごしま総合基本計画」において「魅力あるかごしま21」の推進として、錦江湾や屋久島など世界に誇れる大自然を背

景とした観光地づくりを支援するとともに、屋久島町の「新町町づくり基本計画」においても、地域の特性を生かし観光地づくりを推進する。

これらの取り組みにより、世界遺産屋久島と水産資源を生かした魅力ある港まちづくりを目指す。

目標 1) 屋久島地域の年間観光客数の増加

(現在 220,000 人 → 240,000 人)

目標 2) 浮桟橋のバリアフリー化

(現在 0 基 → 3 基)

目標 3) 麦生漁港の安全係留隻数の増加

(現在 26 隻 → 40 隻)

目標 4) 宮之浦港の安全係留隻数の増加

(現在 23 隻 → 44 隻)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1. 全体の概要

港整備交付金を活用し、港湾施設として、防波堤、泊地、岸壁（改良）、物揚場、浮桟橋（改良）、道路、緑地等を整備し、水産業の振興を図るとともに、屋久島を訪れる人々の安全性や快適性を向上させ、観光振興を図る。

また、漁港施設としては、防波堤（改良）、航路（改良）、泊地（改良）等の整備を行い、船舶の安全係留と生産基盤の強化及び地域の漁業振興を図る。

5-2. 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○港整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別紙の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類と事業主体]

・港湾施設（指宿港、宮之浦港及び安房港） 鹿児島県

・漁港施設（麦生漁港） 屋久島町

[整備量]

・港湾施設 防波堤、泊地、岸壁（改良）、物揚場、
浮桟橋（改良）、道路、緑地

・漁港施設 防波堤（改良）、航路（改良）、泊地（改良）

[事業期間]

・港湾施設 平成18年度～平成22年度

・漁港施設 平成19年度～平成22年度

[事業費]

- ・総事業費 875,000 千円（うち交付金 621,400 千円）
- 港湾施設 760,000 千円（うち交付金 529,400 千円）
- 漁港施設 115,000 千円（うち交付金 92,000 千円）

5－3．その他の事業

地域再生法による支援措置を活用するほか、世界遺産屋久島と水産資源を生かした魅力ある港づくりを達成するため、以下の関連事業と総合かつ一体的に行うものとする。

○漁協合併による経営基盤強化

- ①漁協合併により経営基盤の強化を図り、漁家の経営安定に資するため、組織としての事業機能・整備体制を進める。
- ②地元で生産される生鮮魚介類のPR及び水産加工品の直販体制づくりを行うとともに、「屋久島のさかな」のブランド化に努め、流通体制の整備及び販路拡大を図る。

6．計画期間

平成18年度～22年度（5ヶ年）

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標に照らし、町において必要な調査状況把握を行い、県及び屋久島町により評価・検討を行う。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し